

高齢犯罪者に対する 刑事法上の対応の在り方

— 軽微事犯に対する微罪処分と高齢者サポートセンター創設を中心に —

太田達也

1 本特集の趣旨

近年、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合が著しく上昇している。これは他の年齢層の検挙人員がより減少していることの結果ではあるが、それでも高齢者の検挙人員自体は平成20年あたりから高止まり状態にある。人口比で見ても平成10年から20年までの高齢者検挙人員の伸びは他の年齢層を遙かに上回っている。今後、高齢者の人口が増加し続けることを考えると、高齢者による犯罪が増え続けることは間違いない。

加えて、高齢犯罪者は、家族がいななかったり、疾患や障がいを抱えたりしていることから、刑事手続や刑罰執行後、自立的な生活を送ることが困難な場合が少なくない。加齢のため教育や訓練に馴染みにくく、改善更生が容易でないという問題もある。高齢犯罪者の処罰と社会復帰の在り方が21世紀刑事政策上の最重要課題の一つとなることは間違いない。

そこで、本号では、「超高齢社会と犯罪」と題し、高齢犯罪者に関する現状と刑事司法制度の在り方についての特集を組むこととした。まず、法務総合研究所の栗田知穂統括研究官に実態調査を踏まえた高齢犯罪者像や犯行の背景について報告していただく。続いて、最高検察庁の吉田誠治刑事政策推進室長には、近年、検察庁が取り組んでいる入口支援の全国的取組みについて、また、法務省矯正局の中川忠昭成人矯正課長には刑事施設における高齢受刑者の処遇と特別調整の実情を、さらに保護局の調子康弘観察課調査官には保護観

察における高齢対象者の問題や更生保護施設における特別処遇の内容について解説していただくこととした。また、日本福祉大学の鷺野明美准教授と追手門学院大学の古川隆司准教授には、それぞれ司法と福祉の連携や司法福祉の視点から高齢犯罪者の問題を考察していただき、最後に、認知症や窃盗症といった高齢犯罪者の抱える精神疾患の状況と対応の在り方を日本医科大学の野村俊明教授に報告していただくこととした。

検察、矯正、更生保護、福祉、医療における高齢犯罪者の問題は上記の各専門家から報告がなされることなるし、筆者自身も高齢犯罪者処遇の課題¹⁾や検察における条件付起訴猶予の活用²⁾については別稿において詳しく論じたことがあるので、本稿では、上記の論点には含まれない軽微な犯罪を行った高齢者に対する警察段階での対応や早期介入の視点から高齢犯罪者の問題を考察することにしたい。

2 ダイバージョンの正当化根拠と常習累犯窃盜

軽微な罪を犯した高齢犯罪者に対する対応策を検討する前に、高齢犯罪者に対して特別な措置を取ることの是非、特に刑事手続から外すダイバージョンといった対応が正当化されるのか、正当化されるとすればその根拠は何かを検討しておく必要がある。

我が国では、明治時代から微罪不検挙や微罪不起訴が行われるようになり³⁾、爾来、一定の軽微な事件については極めて広範に微罪処分や起訴猶

1) 太田達也「高齢者の犯罪——刑事法の観点から」老年精神医学雑誌28巻11号（2017年）1200頁以下。

2) 太田達也「条件付起訴猶予に関する一考察」井田良ほか編『椎橋隆幸先生古稀記念 新時代の刑事法学 上巻』（信山社、2016年）261頁以下。